

令和4年度 豊田市居住支援協議会事業計画

活動2年目となる令和4年度においては、本協議会設立以後の対応事例及び構成員の意見を基礎としながら、構成員の知識向上並びに豊田市における課題の分析及び解決策の検討ができる事業を実施する。

1 総会等

(1) 総会

会則のとおり総会を1回開催する。

また、必要に応じて臨時総会を開催する。

(2) 調整会議

本協議会の運営及び豊田市における課題の抽出を目的として、各構成員の担当者を招集し調整会議を必要に応じ実施する。

(3) 部会

部会を総会時に1つ、その後必要に応じて適宜設置することとする。

2 実施事業

(1) 研修会

構成員の居住支援に係る知識向上を促進するため、研修会を実施する。

研修会は、令和3年度に構成員から募ったテーマ又は豊田市における課題から居住支援に係るテーマを選定し、構成員又は外部有識者を講師として実施する。

(2) 意見交換会

構成員の居住支援に係る知識を深めるため、意見交換会を実施する。

意見交換会は、研修会と同様にテーマ等を選定し実施する。

(3) 構成員の各窓口による対応

構成員の各窓口にて、各構成員の業務内容に応じて住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人からの相談を受け付ける。

相談を受け付けた構成員は、必要に応じて本協議会が利用するクラウドサービス及び豊田市ホームページ掲載の「居住支援に関する情報」ページから情報を収集し対応するとともに、相談内容の対応が可能な構成員を案内し、解決を図るものとする。

(4) その他ケース会議等

居住支援の相談を受けた構成員が複合的な問題を抱える案件に対し必要と認める場合、構成員を始め関係者を招集しケース会議等を適宜行う。

(5) ホームページによる情報提供

昨年度に引き続き、豊田市ホームページへ掲載した「居住支援に関する情報」ページを通じて、市民への周知を図りながら、構成員の窓口業務の補助的役割を担う。